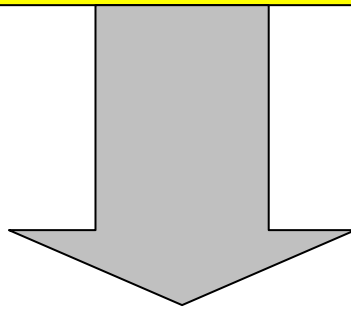


青少年健全育成推進プランの達成目標と平成24年度取組目標（部局名版）

● 基本目標 1 青少年の社会性や生きる力を育む（青少年の成長を促す視点）

平成24年度取組目標
※ 平成24年度の「取組目標」を可能な限り数値化して設定しています



推進項目 1：青少年の体験活動等の促進
「埼玉の子ども70万人体験活動」の実施などにより、青少年に対する体験活動の充実を図り、青少年の豊かな人間性や社会性を育みます。

● 自然体験活動等の促進

① 青少年総合野外活動センターにおいて、野外体験活動等を実施するとともに、キャンプカウンセラーの養成に取り組みます。（県民生活部）	①-1 青少年総合野外活動センターの施設利用者数【49,359人（23年度）→52,520人】 ①-2 青少年総合野外活動センターキャンプカウンセラーの養成人数【55人（23年度）→55人】 ①-3 青少年総合野外活動センターの主催事業開催数【79回（23年度）→60回】 ①-4 青少年総合野外活動センターの利用者満足度【94%（23年度）→90%以上】
② 自然学習センター等の自然ふれあい施設において、小・中学生を対象とした自然観察会や自然に親しむ事業に取り組みます。（環境部）	② 自然ふれあい施設（3施設）における自然観察会や自然に親しむ事業の開催数【629回（23年度）→600回】
③ 環境科学国際センターにおいて、小学生を対象とした環境学習などに取り組みます。（環境部）	③ 環境科学国際センターの来場者数【42,608人（23年度）→43,460人】
④ 小・中学生を対象に、人と動物のふれあいや飼育体験などに取り組みます。（保健医療部）	④ 人と動物のふれあい教室の開催回数【84回（23年度）→90回】
⑤ げんきプラザにおいて、自然体験活動等を実施するとともに、ボランティア・リーダーの養成に取り組みます。（教育局）	⑤ いきいき体験活動事業の参加者数【861人（23年度）→890人】

● 社会体験活動等の促進

① 小学生から高校生までを対象に、ものづくり体験教室などの開催に取り組みます。（産業労働部）	① 彩の国総合技能展やオープンキャンパスなど高等技術専門校等を活用したものづくり体験イベント等の参加者数【4,200人（23年度）→4,200人】
② 小・中学生を対象とした農業体験学習や高校生を対象とした農業体験研修などに取り組みます。（農林部）	② 校外での学校ファームの取組の拡大
③ 高校生を対象に、就業体験等の活動に取り組みます。（教育局）	③ 高校生が在学中に、5日の体験活動を実施
④ 市町村教育委員会が小・中学校で実施する社会体験活動等を促進します。（教育局）	④ 各学校や地域の特色を生かした体験活動を、在学中にすべての児童生徒が体験する。
⑤ 子どもたちと地域の交流活動を促進するため、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動に取り組みます。（教育局）	⑤ 放課後子ども教室推進事業の実施箇所数【45市町315箇所（23年度）→45市町344箇所】

● 社会貢献活動等の促進

① 青少年育成埼玉県民会議と連携して、青少年団体の社会貢献活動を促進します。（県民生活部）	① 社会貢献活動実施青少年団体数【2団体（23年度）→3団体】
② 社会福祉協議会と連携して、青少年に対するボランティア体験学習事業を促進します。（福祉部）	② 小・中・高校生のボランティア体験プログラム参加者数【10,156人（23年度）→12,000人】
③ 高校生自らがボランティアなどの奉仕・社会体験活動を企画し、社会の一員としての自覚と地域に貢献する態度を養うための体験活動に取り組みます。（教育局）	③ 社会奉仕活動などの推進校数【23校（23年度）→20校】
④ 高校生を対象にボランティアなど社会福祉に関する体験活動を促進します。（教育局）	④ 社会奉仕活動などの推進校数【23校（23年度）→20校】（再掲）

推進項目 2 : 青少年の社会的自立に向けた取組の推進

青少年が、将来、社会人として自立できるよう就業支援などの取組を推進します。
また、不登校児童生徒の自主性や社会性を育みます。

● 就業支援の推進

① ヤングキャリアセンター埼玉において、求職者へのカウンセリング、職業紹介などの就業支援に取り組みます。(産業労働部)	① 県内大学生の就職率【82.1% (平成 23 年度) →84%】
② 若者自立支援センター埼玉において、NPOや関係行政機関と連携し、ニートの自立支援に取り組みます。(産業労働部)	② 県内大学生の就職率【82.1% (平成 23 年度) →84%】(再掲)

● キャリア教育の推進

① 県立高校への就職支援アドバイザーの派遣やヤングキャリアセンター埼玉等との連携による就職支援に取り組みます。(教育局)	① 県公立高校卒業者の進路未定者の割合【1.7% (23 年度) → 1.6%】
② 児童生徒の勤労観、職業観を育むため、小学生・中学生に対するキャリア教育に取り組みます。(教育局)	② 県内全市町村立中学校における家庭・学校・地域「ふれあい講演会」の実施【363 校】

● いじめ・不登校・高校中途退学対策の推進

① 臨床心理を専門とするスクールカウンセラーを公立学校に配置するなど、児童生徒からのいじめや不登校に関する相談体制の整備に取り組みます。(教育局)	①-1 スクールカウンセラーの配置中学校数【364 校(23 年度) →364 校】 ①-2 スクールカウンセラーの重点配置中学校数【73 校(23 年度) →55 校】 ①-3 スクールカウンセラーの配置高等学校数【25 校(23 年度) →27 校】
② 不登校児童生徒を支援する民間団体等と連携し、不登校対策に取り組みます。(教育局)	② 民間団体等と連携した「不登校児童生徒支援のための官民連携会議」を開催し、不登校対策を推進する。【3 回 (23 年度) →3 回】
③ 高校生の中途退学を減少させるため、学校への適応能力や人間関係づくりの向上を目的とした社会体験活動プログラム等の取組を推進します。(教育局)	③ 「自分発見！高校生感動体験プログラム事業」の実施校数【20 校 (23 年度) →20 校】

推進項目 3 : 青少年の自己実現に向けた取組の促進

青少年が行う自己啓発や自己研鑽への支援を行うとともに、青少年のリーダーとなる人材の育成等を図ります。

● 自己啓発・自己研鑽への支援

① 子どもたちが多様な文化に触れることができるよう、子どもたちの文化活動への参加を促進します。(県民生活部)	① 埼玉県文化振興基金助成事業のうち地域子ども文化活動推進事業の助成件数【24 件 (23 年度) →20 件】
② 海外の大学への留学や高校生の海外授業体験、国際スポーツ大会、インターンシップを通して、青少年に国際交流や修学・就業の機会を提供します。 (県民生活部、産業労働部、教育局)	②-1 次年度姉妹友好州省への派遣奨学生選考人数【9 人 (23 年度) →8 人】 ②-2 多くの海外チームを招聘し、参加した国内チームすべてが海外チームとの対戦・交流の機会を得る。【84.2% (19 チーム中 16 チーム) (23 年度) →94.4% (18 チーム中 17 チーム)】 ②-3 オハイオ州企業インターンシップ参加者数【2 人 (23 年度) →2 人】 ②-4 高校生体験活動総合推進事業【インターンシップ推進校の指定 40 校 (23 年度) →35 校】 ②-5 高校生体験活動総合推進事業【海外授業体験推進校の指定 派遣校 8 校・受入校 2 校 (23 年度) →派遣校 10 校・受入校 8 校】 ②-6 「埼玉発世界行き」奨学生選考人数【268 人 (23 年度) →260 人】 ②-7 「埼玉発世界行き」フォローアップ事業参加人数【100 人】 ②-8 高校生世界へはばたけ！育成塾の開催回数【32 回 (23 年度) →50 回】
③ 青少年が広い視野に立って物事を考える力や感受性などを養うため、国などの機関や青少年育成埼玉県民会議と連携して「青少年の海外派遣」や「少年の主張大会」などに取り組みます。(県民生活部)	③ 少年の主張大会の応募点数【28,494 点 (23 年度) →28,500 点以上】
④ 創造性や独創性にあふれた人材を育てるために、子どもたちが科学技術などに親しむ機会を提供します。(産業労働部)	④ 科学技術体験参加者数【事業廃止】
⑤ 起業家精神を有する人材を育成するため、学生に対する起業家教育に取り組みます。 (産業労働部)	⑤ 起業家教育実施校数【事業廃止】
⑥ 奨学金の貸与により、経済的理由で修学が困難な学習意欲のある高校生等を支援します。 (教育局)	⑥ 経済的理由で修学が困難な学習意欲のある高校生等に対する奨学金制度について、周知の徹底を図る。
⑦ 高校生自らがボランティアなどの奉仕・社会体験活動を企画し、社会の一員としての自覚と地域に貢献する態度を養うための体験活動に取り組みます。(再掲) (教育局)	⑦ 社会奉仕活動などの推進校数【23 校 (23 年度) → 20 校】(再掲)
⑧ 多様な専門分野で活躍する社会人の協力を得て、小・中・高校生を対象とした道徳教育を推進します。(教育局)	⑧ 夢と豊かな心をはぐくむ講演会事業実施校【7 3 校 (23 年度) →8 0 校】
⑨ 中学生・高校生を対象に選手の育成・強化、全国大会派遣などに取り組みます。 (教育局)	⑨-1 国際大会・全国大会優勝者数【664 人 (23 年度) →650 人】 ⑨-2 国民体育大会男女総合成績【第 8 位 (23 年度) →第 5 位】

● 青少年リーダー育成の推進

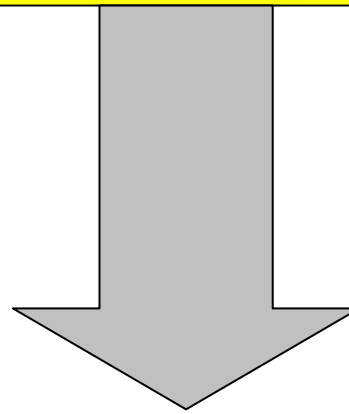
① 地域における青少年ボランティアである青少年相談員や青少年総合野外活動センターの運営ボランティアであるキャンプカウンセラーの養成に取り組みます。(一部再掲) (県民生活部)	①-1 青少年相談員の委嘱者数【766 人 (23 年度) →700 人】 ①-2 青少年総合野外活動センターキャンプカウンセラーの養成人数【55 人 (23 年度) →55 人】(再掲)
② 県立学校において、科学分野及び国際分野を中心とした日本をリードする人材を育成するためのプログラム開発に取り組みます。(教育局)	② 将来の日本をリードする人材育成事業【4 か所 (23 年度) →4 か所】
③ 野外活動、ボランティア活動、地域内のリーダー同士の交流会などを通して、青少年リーダーの育成に取り組みます。(教育局)	③-1 体験活動指導者講習の参加者数【事業廃止】 ③-2 体験活動ボランティア育成事業の参加者数【事業廃止】

● 基本目標 2

青少年に安全・安心な地域をつくる（青少年を見守る視点）

平成24年度の取組目標

※ 平成24年度の「取組目標」を可能な限り数値化して設定しています



推進項目 1：青少年の非行防止対策と立ち直り支援の推進

非行の芽の出やすい中学生などへの啓発・教育活動などを行うとともに、様々な問題を抱える青少年の立ち直り支援に向けた取組を推進します。

● 非行防止対策の推進

① 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議などと連携した普及・啓発活動や国・市町村等と連携した非行防止キャンペーンに取り組みます。(県民生活部)	① 県内全ての中学生・高校生及び保護者に対し、非行防止とフィルタリングに関する普及啓発を実施【県内全中学生・高校生とその保護者にリーフレット配布】
② 市町村等が取り組んでいる非行防止パトロール活動を積極的に支援するなど、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。(県民生活部)	② 非行防止パトロール活動の参加者数【542,565人(23年度)→500,000人以上】
③ 少年の規範意識の醸成を図るため、学校と連携して、小・中・高校生等を対象に非行防止教室に取り組みます。(教育局、警察本部)	③-1 県内全ての公立学校で非行防止教室を1回以上実施(さいたま市を除く) ③-2 警察職員による小・中学生の非行防止教室受講割合【100%(23年度)→100%】
④ 少年の非行防止や、少年が犯罪に巻き込まれるのを防止するため、街頭補導活動に取り組みます。(警察本部)	④ 少年警察ボランティアや市町村の非行防止ボランティア、学校など関係機関と連携して、街頭補導活動を積極的に推進し、非行防止を図る。
⑤ 中学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣し、生徒の非行や問題行動について学校を支援します。(警察本部)	⑤ 教職員やPTAと連携し、挨拶や服装指導、校内外の巡回、非行防止教室の実施などの活動により、派遣校における生徒の問題行動等の解消を図る。
⑥ 少年サポートセンターなどにおいて、少年非行など問題行動を抱える少年やその保護者に対する相談に取り組みます。(警察本部)	⑥ 警察署や少年サポートセンターでの少年相談や、心理専門員による親子カウンセリングを通じて、非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援する。

● 立ち直り支援の推進

① 国などの関係機関やNPOと連携して、非行少年等の立ち直り支援に取り組みます。(県民生活部)	① 青少年立ち直り支援サイトを通じた非行少年等の立ち直り支援【支援サイトのアクセス件数 13,528件(23年度)→13,000件】
② 埼玉学園において、不良行為などにより生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。(福祉部)	② 児童の自立支援を図るため、一人一人に適切な指導を行っていく。
③ 地域の関係機関からなるサポートチームを組織し、児童・生徒の非行・問題行動の予防や解決などに取り組みます。(教育局)	③ 支援が必要な学校に対してサポートチームの編成を促進し、児童生徒の非行問題行動の予防・解決を図る。
④ 臨床心理を専門とするスクールカウンセラーを公立学校に配置するなど、児童生徒からのいじめや不登校に関する相談体制の整備に取り組みます。(再掲)(教育局)	④-1 スクールカウンセラーの配置中学校数【364校(23年度)→364校】(再掲) ④-2 スクールカウンセラーの重点配置中学校数【73校(23年度)→55校】(再掲) ④-3 スクールカウンセラーの配置高等学校数【25校(23年度)→27校】(再掲)
⑤ 街頭補導活動、スクール・サポーターの派遣、少年相談活動の実施により、非行少年等の立ち直り支援に取り組みます。(警察本部)	⑤ 街頭補導活動、スクール・サポーターによる支援活動、少年相談や親子カウンセリングなどを通じて、非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援する。

推進項目 2：青少年に有害な環境の浄化等の推進

青少年に有害な図書やインターネット情報などの環境浄化や、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止などの取組を推進します。

● 有害環境浄化対策の推進

① 青少年育成埼玉県会議と連携して、青少年育成推進員などによる地域における有害環境の巡視活動などに取り組みます。(県民生活部)	① 青少年相談員等による非行防止活動等の促進【青少年相談員非行防止研修1回(23年度)→1回】
② 青少年を有害な環境から守るため、関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに、連絡会議を開催するなど県と業界団体の連携を進めます。(県民生活部)	② 青少年健全育成に関する協力団体との連絡会議及び協働活動の実施【年1回の連絡会議と協働によるキャンペーンの実施】
③ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な環境に対する規制等の適正な施行を図るため、コンビニエンスストアやインターネットカフェなどの対象店舗への立入調査や指導等に取り組みます。(県民生活部、警察本部)	③ 青少年健全育成条例に基づく立入調査店舗数【3,234店舗(緊急雇用創出基金活用事業による調査を含む)(23年度)→500店舗】
④ 県立学校全校のインターネット接続を一元管理し、有害情報にアクセスすることができないようにURLフィルタリングに取り組みます。(教育局)	④ URLフィルタリングによる有害情報へのアクセス制限【県立学校全校100%(23年度)→県立学校全校100%】

● 啓発・教育活動の推進

① 青少年を有害な環境から守るため、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に周知徹底するとともに、フィルタリングシステムの活用など有害情報から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。(県民生活部)	①-1 県内全ての中学生・高校生及び保護者に対し、非行防止とフィルタリングに関する普及啓発を実施【県内全中学生・高校生とその保護者にリーフレット配布】(再掲) ①-2 携帯電話の危険性について保護者に対する啓発とともに、啓発を促すネットアドバイザーを派遣する。【派遣校数249校(23年度)→250校】
② 次世代を担う子どもたちの健康を守るため、喫煙防止プログラム・マニュアル及び全面禁煙・空間分煙実施認証制度の普及、次世代のための喫煙・飲酒対策指導者講習会を開催するなど、未成年者のための喫煙・飲酒対策に取り組みます。(保健医療部)	② 未成年喫煙防止プログラム活用校数【65校(23年度)→64校】
③ 薬物乱用防止キャンペーンの実施、保健所等における薬物相談などを通じて、薬物乱用の未然防止を図ります。(保健医療部)	③-1 薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止キャンペーンの実施【82回(23年度)→78回】
④ 学校における薬物乱用防止教室の開催などを通じて、薬物乱用防止教育の徹底などに取り組みます。(教育局)	④ 薬物乱用防止教室の開催【小・中・高校(全日・定時制)全校で実施】

推進項目 3：青少年を犯罪等から守る安全・安心対策の推進

家庭・学校・地域・行政・警察が一体となって、青少年が犯罪被害等に巻き込まれないための取組を推進します。

● 犯罪被害防止対策の推進

① 青少年が出会い系サイトなどを通じて犯罪被害に遭わないよう、利用する危険性などについて啓発に取り組みます。(県民生活部)	①-1 県内全ての中学生及び保護者に対し、非行防止とフィルタリングに関する普及啓発を実施【県内全中学生・高校生とその保護者にリーフレット配布】(再掲) ①-2 携帯電話の危険性について保護者に対する啓発とともに、啓発を促すネットアドバイザーを派遣する。【派遣校数249校(23年度)→250校】(再掲)
② 防犯カメラの設置や防犯情報発信システムの整備など、市町村の行う子どもの安全・安心に関する事業を支援します。(県民生活部)	② 防犯共助県づくり推進事業補助金の活用自治体数【20市町村】
③ 警察本部と教育局が連携し、犯罪から子どもを守るため、防犯情報や事件情報等の発信を行います。(警察本部)	③ 広範囲な事件情報、不審者対策情報と事案に対応した防犯対策を具体的に盛り込むことで犯罪被害の抑止を図るとともに、被害者や家族等のプライバシーにも配慮した情報発信を推進する。

● 交通安全対策の推進

① 県、警察本部、市町村、関係機関等が連携し、交通安全運動など交通安全の啓発活動に取り組みます。(県民生活部)	① 交通安全まなび隊の派遣による青少年への交通安全教育【227回(23年度)→235回】
② 自転車通学の多い中学校及び高校を指定し、自転車乗用中のルールやマナーの向上などの交通安全活動を支援します。(警察本部)	② 自転車マナーアップ推進校の指定数【88校(23年度)→78校】

● 児童虐待等防止対策の推進

① 児童虐待の早期発見、早期対応、児童の保護、虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者の心のケアを総合的に行い、虐待から子どもたちを守ります。(福祉部)	①-1 地域小規模児童施設及びファミリーホーム設置数【22か所(23年度)→23か所】 ①-2 小規模グループケア指定数【40か所(23年度)→41か所】
② 児童虐待防止に関する啓発や関係職員を対象とした児童虐待対応研修を充実します。(福祉部)	② 児童虐待対応研修会【9講座(23年度)→9講座】
③ 児童虐待などを受けた児童を保護する「里親」に対する支援を行います。(福祉部)	③ 里親への各種研修【176回(23年度)→176回】
④ 児童虐待やいじめなど、子どもの権利侵害に関して簡易迅速な救済を行うため、子どもの権利擁護委員会を運営し、子どもの権利侵害を防止し、心身の健全な育成を図ります。(福祉部)	④ 子どもの権利擁護委員会の開催回数【17回(23年度)→18回】
⑤ 児童虐待防止に向けた教職員研修や指導方法の研究等を実施し、子どもを虐待から守る学校づくりの推進に取り組みます。(教育局)	⑤-1 教職員等を対象とした児童虐待防止研修会開催数【2回(23年度)→3回】 ⑤-2 教職員等を対象とした児童虐待防止研修会参加者数【1,100人以上】

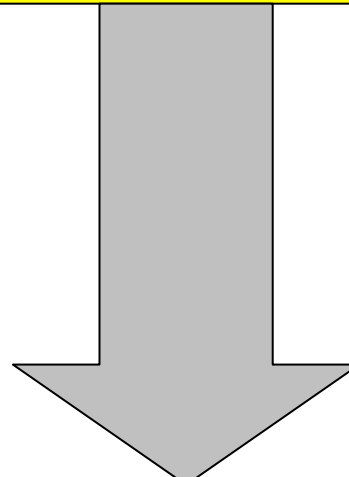
● その他の安全・安心対策の推進

① 青少年が消費者トラブルに巻き込まれないよう、情報提供や普及・啓発活動に取り組みます。(県民生活部)	①-1 消費者啓発講座の開催【54回(23年度)→60回】 ①-2 若者向け消費者啓発資料の作成・配布【96,199部(23年度)→98,000部】
② 中学生を対象に、危機管理・防災に関する教材を作成し、実践的な危機管理・防災教育に取り組みます。(危機管理防災部)	② 県作成の教材を活用し、実践的な危機管理・防災教育を平成24年度に実施している中学校数【393校(23年度)→420校】

● 基本目標 3 学校の教育力を高め、家庭・地域の教育力を再興する（社会の教育力を高める視点）

平成24年度の取組目標

※ 平成24年度の「取組目標」を可能な限り数値化して設定しています



推進項目 1：家庭と地域と連携した学校の教育力の向上

家庭・地域と連携して、教育に関する3つの達成目標（学力・規律ある態度・体力）に取り組めます。

また、学校での取組を地域の人々に公開し、学校運営を改善するとともに、家庭・地域の教育資源を積極的に学校に取り込みます。

さらに、学校を親や地域住民と子どもの交流の場として活用します。

● 家庭・地域との連携による教育力の向上

① 地域での読書交流会や優良図書普及などを通して、子どもの読書活動の充実に取り組みます。(県民生活部、教育局)	①-1 子どもの読書活動交流集会の参加者数【513人(23年度)→556人】
② 学校評価システムにより、教育活動や学校運営の改善を図ります。(教育局)	①-2 青少年健全育成条例に基づく推奨優良図書について、県内全小学生に配布するなどして普及を促す。
③ 地域における民間教育力を活用し、県立学校における教育内容の充実を図るとともに、学校と地域の連携強化を目的に県立学校支援ボランティアバンクの運営に取り組みます。(教育局)	② 学校評価の実施に関する取組への助言・支援を行う。
④ 地域の専門的指導者を活用して、生徒の体力向上に取り組めます。(教育局)	③ 県立学校支援ボランティアの登録・活用【のべ176日(23年度)→のべ150日】
⑤ 学校における食育の指導体制を整備するとともに、家庭への普及啓発に取り組めます。(教育局)	④ 小学校における外部指導者の活用【132校(23年度)→70校】
⑥ 小・中学生に、基礎的な「学力」を身に付けさせる取組を推進します。(教育局)	⑤-1 朝食をほとんど食べない子どもたちの割合【小学生1.0%(23年度)→0.9%】
⑦ 小・中学生に、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる取組を推進します。(教育局)	⑤-2 朝食をほとんど食べない子どもたちの割合【中学生2.6%(23年度)→2.4%】
⑧ 小学校における学習活動、安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織「学校応援団」の組織化に取り組めます。(教育局)	⑥ 基礎的な学力を身に付けさせるための指導方法の工夫・改善を一層推進するため、地区別3つの達成目標推進連絡協議会を開催し、すべての学校が参加する。【全小・中学校】
⑨ 児童生徒の勤労観、職業観を育むため、小学生・中学生に対するキャリア教育に取り組めます。(再掲)(教育局)	⑦ 児童生徒の8割以上に身に付いている「規律ある態度」項目数 【小学校(全学年72項目中)66項目(23年度)→(全学年72項目中)72項目、 中学校(全学年36項目中)33項目(23年度)→(全学年36項目中)36項目】
⑩ 児童生徒の人権意識を高めるとともに、教職員等の指導者の資質向上を図るなど、学校における人権教育に取り組めます。(教育局)	⑧ 学校応援団が設置されている小中学校における「学校応援団」の年間活動回数 【平均190回】
	⑨ 県内全市町村立中学校における家庭・学校・地域「ふれあい講演会」の実施(再掲) 【363校】
	⑩ 人権感覚育成プログラムの実施学校数【860校(23年度)→862校】

● 家庭・地域との交流の推進

① 学校・家庭・地域の連携の下、学校公開や体験教室等、教育に関する取組を推進する「彩の国教育の日」の充実を図ります。(教育局)	① 取組の中から優良事例を取り上げ、各学校等における取組の工夫・充実を図る。
② 子どもたちと地域の交流活動を促進するため、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動に取り組めます。(再掲)(教育局)	② 放課後子ども教室推進事業の実施箇所数 【45市町315箇所(23年度)→45市町344箇所】(再掲)

推進項目 2：家庭の教育力を高めるための取組の推進

子育て中の親を支援するための取組を充実するとともに、子どもに対し、将来、親となるために必要な学習を充実します。

● 家庭教育・子育て支援の推進

① 私立幼稚園が行う子育て支援事業に対する支援に取り組みます。(総務部)	① 子育て相談事業など、市町村と協力して子育て支援事業を行う私立幼稚園の数【17園(23年度)→20園】
② 子育て中の親を支援するため、企業・事業所等に対して、「ワークライフバランスの推進」の普及啓発に取り組みます。(福祉部、産業労働部)	② 幹部職員の企業訪問によるワークライフバランス推進の働きかけ ワークライフバランス推進員設置登録の推進【事業廃止】
③ 退職者や子育て経験者を対象に、子育てマスターを養成し、地域の子育てボランティアとして活用します。(福祉部)	③ 「子育てマスター養成セミナー」修了者数【事業廃止】
④ 市町村において、住民に適切な子育て支援サービスが提供できるようにするため、要件を満たす市町村を「地域子育て応援タウン」と認定し、県内全域で「子育て力」のレベルアップを目指します。(福祉部)	④ 地域子育て応援タウンの認定市町村数【全63市町村(23年度)→達成済のため今後も市町村の子育て支援を応援】
⑤ 地域の児童の福祉に関する様々な問題に関する相談窓口である「児童家庭支援センター」の支援に取り組みます。(福祉部)	⑤ 「児童家庭支援センター」の運営実績【3カ所(23年度)→3カ所】
⑥ 親や子どもたちに対する食育の普及・啓発や活動支援に取り組みます。(保健医療部、農林部)	⑥-1 食育の普及・啓発や活動支援【食育普及講演会417人(23年度)→300人以上】 ⑥-2 食に関する知識や技術などを持つ人材である「食育ボランティア」を活用し、地域における実践的な食育活動を支援する。
⑦ 父親の家庭教育への参加促進、子育てアドバイザーの養成など、家庭教育支援に取り組みます。(福祉部)	⑦ 埼玉県家庭教育アドバイザーの養成者数【64人(23年度)→60人】

● 「親の学習」の推進

① 「親の学習」プログラム集を活用し、中学生・高校生対象の「親になるための学習」及び親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」の推進に取り組みます。(教育局)	① 埼玉県家庭教育アドバイザーの養成者数【64人(23年度)→60人】(再掲)
② 「親の学習」指導者養成講座の開催や市町村における「親の学習」講座実施事業の促進に取り組みます。(教育局)	② 埼玉県家庭教育アドバイザーの養成者数【64人(23年度)→60人】(再掲)

推進項目 3：地域社会における青少年健全育成活動の促進

市町村における青少年の健全育成の取組、市町村民会議や青少年団体等の活動の促進を図ります。

● 市町村が取り組む青少年健全育成事業等への支援

① 市町村や市町村と連携した地域団体などが実施する青少年健全育成や非行防止の取組を支援・促進します。(県民生活部)	① 子どもたちを地域で育む事業補助金による市町村等への支援【事業廃止】
② 青少年などのボランティア参加の促進を図るため、市町村社会福祉協議会への支援に取り組みます。(福祉部)	② 小・中・高校生のボランティア体験プログラム参加者数【10,156人(23年度)→12,000人】(再掲)

● 青少年団体の活動促進

① 県内の青少年団体の連携組織である「埼玉県青少年団体連絡協議会」に対する支援を行うとともに、その活動を促進します。(県民生活部)	① 埼玉県青少年団体連絡協議会に対して補助金を交付し、青少年健全育成活動の一層の促進を図る。【青少年団体全体研修会1回(23年度)→1回】
② 青少年団体の指導者や青少年相談員等を対象とした青少年育成のための基礎研修を実施するとともに、青少年のための体験プログラムの開発などに取り組みます。(県民生活部)	② 青少年相談員研修の開催【研修会 県主催1回、その他4回(23年度)→研修会 県主催1回、その他4回】
③ 青少年育成埼玉県民会議と連携して、青少年団体の社会貢献活動等を促進します。(再掲)(県民生活部)	③ 社会貢献活動実施青少年団体数【2団体(23年度)→3団体】(再掲)

● 県民活動の促進

① 県と一体となって青少年育成県民運動を展開する「青少年育成埼玉県民会議」の活動の支援に取り組みます。(県民生活部)	① 少年の主張大会の応募点数【28,494点(23年度)→28,500点以上】(再掲)
② 青少年育成埼玉県民会議と連携して、市町村民会議が取り組む青少年健全育成や非行防止などの取組を支援・促進します。(県民生活部)	② 県民運動活性化助成事業補助実施市町村民会議数【22団体(23年度)→25団体】
③ 青少年相談員を委嘱し、地域における青少年健全育成のための青年ボランティアとして育成・支援に取り組みます。(県民生活部)	③ 青少年相談員の委嘱者数【766人(23年度)→700人】(再掲)